

令和6年12月議会

議案説明資料

ページ

1 補正予算案

(1)一般会計

議案第185号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案（第4号） … 1

(2)後期高齢者医療特別会計

議案第186号 令和6年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号） …11

(3)国民健康保険事業特別会計

議案第187号 令和6年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号） …13

2 条例案

議案第202号 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案 …15

3 一般議案

議案第221号 福岡市立急患診療センター等に係る指定管理者の指定について …19

議案第222号 福岡市立玄界診療所に係る指定管理者の指定について …21

議案第223号 福岡市立能古診療所に係る指定管理者の指定について …23

議案第225号 福岡市葬祭場に係る指定管理者の指定について …25

議案第241号 地方独立行政法人福岡市立病院機構第5期中期目標案 …27

保健医療局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第 185 号 令和 6 年度福岡市一般会計補正予算案 (第 4 号)

総 括

歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(19) 国庫支出金	7,361,561	474,598	7,836,159
(20) 県支出金	10,608,975	165,686	10,774,661
(25) 諸収入	2,806,367	18,426	2,824,793
その他 (本補正外)	2,095,983	—	2,095,983
歳 入 合 計	22,872,886	658,710	23,531,596

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(3) こども育成費	8,366,873	1,028,883	183,747
(4) 保健福祉費	75,886,549	2,614,464	474,963
歳 出 合 計	84,253,422	3,643,347	658,710

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
一般財源		特定財源	一般財源
845,136	9,395,756	2,205,089	7,190,667
2,139,501	78,501,013	21,326,507	57,174,506
2,984,637	87,896,769	23,531,596	64,365,173

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P16 ┆ P17	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	4 母子保健費	8,366,873	1,028,883 [関連歳入 (20) 県支出金 165,686 母子保健費 補助金 (25) 諸収入 18,061 高額療養費収入 17,658 返還金 403]	9,395,756
P18 ┆ P19	4 保健福祉費	1 社会福祉費	2 国民年金費	387,807	4,853 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 26 雇用保険料収入]	392,660
P20 ┆ P21			3 国民健康 保 險 費	19,717,614	63,425	19,781,039
P20 ┆ P21		2 保健衛生費	1 保 健 衛 生 総 務 費	6,962,995	△ 69,343 [関連歳入 (25) 諸収入 56 雇用保険料収入 △ 35 厚生年金保険料収入 91]	6,893,652

説 明

子ども医療費の追加

執行見込みの増による「子ども医療費助成等 計2事業」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
子ども医療費助成	6,476,803	788,950	7,265,753
委託料	180,304	18,069	198,373
扶助費	6,294,861	770,881	7,065,742
その他の経費（本補正外）	1,638	—	1,638
子ども医療費助成（拡充）	859,828	239,933	1,099,761
委託料	22,228	1,720	23,948
扶助費	837,600	238,213	1,075,813
その他の経費（本補正外）	—	—	—
計	7,336,631	1,028,883	8,365,514

一般職職員給与費等の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	142,978	421	143,399
職員手当等	97,407	5,083	102,490
共済費	61,201	△ 651	60,550
その他の経費（本補正外）	26,171	—	26,171
計	327,757	4,853	332,610

国民健康保険事業特別会計への繰出金の追加

一般職職員給与費等の減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	890,882	△ 17,254	873,628
職員手当等	823,214	△ 29,597	793,617
共済費	365,266	△ 22,492	342,774
その他の経費（本補正外）	82,862	—	82,862
計	2,162,224	△ 69,343	2,092,881

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P20 ↳ P21			3 感 染 症 対 策 費	8,614,679	1,390,245	10,004,924
P20 ↳ P23			7 保 健 所 費	2,294,638	270,172	2,564,810
					<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 関連歳入 (25) 諸収入 335 雇用保険料収入 39 厚生年金保険料収入 296 </div>	
P22 ↳ P23		3 高 齢 福 祉 費	2 後 期 高 齢 者 医 療 費	5,345,174	2,317	5,347,491

説 明

感染症予防等経費の追加

予防接種費

執行見込みの増による「予防接種（小児分）」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
予防接種（小児分）	4,208,811	1,390,245	5,599,056
委託料	4,158,892	1,390,245	5,549,137
その他の経費（本補正外）	49,919	—	49,919
その他の事業（本補正外）	4,011,722	—	4,011,722
計	8,220,533	1,390,245	9,610,778

一般職職員給与費等の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	913,106	122,267	1,035,373
職員手当等	675,777	119,229	795,006
共済費	352,897	28,676	381,573
その他の経費（本補正外）	18,761	—	18,761
計	1,960,541	270,172	2,230,713

後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 ～ P25		4 障 が い 福 祉 費	1 障 が い 保 健 福 祉 費	9,567,046	952,795 [関連歳入 (19) 国庫支出金 474,598 障がい福祉費 負担金]	10,519,841
その他(本補正外)				22,996,596	—	22,996,596
歳 出 合 計				84,253,422	3,643,347	87,896,769

説 明

自立支援給付（精神）の追加

自立支援医療（精神）

執行見込みの増による「精神通院医療」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
精神通院医療	5,133,826	952,795	6,086,621
委託料	41,830	3,598	45,428
扶助費	5,091,996	949,197	6,041,193
計	5,133,826	952,795	6,086,621

(繰越明許費の補正)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	事業名
P150 ↳ P151	4 保健福祉費	2 保健衛生費	2 健康増進 対策費	健康づくりサポートセンター経費

(単位:千円)

関係予算額	繰越額	説明
402,916	68,837	工期の都合により、年度内に完了しないため。

(2) 後期高齢者医療特別会計

議案第 186 号 令和 6 年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P64	3 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	5,345,174	2,317	5,347,491
その他(本補正外)				19,398,783	—	19,398,783
歳入合計				24,743,957	2,317	24,746,274

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P66 、 P67	1 総務費	1 総務費	1 総務費	435,986	2,317	438,303
その他(本補正外)				24,307,971	—	24,307,971
歳出合計				24,743,957	2,317	24,746,274

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計繰入金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明																								
一般職職員給与費等の追加																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">118,494</td><td style="text-align: right;">△ 682</td><td style="text-align: right;">117,812</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td style="text-align: right;">85,085</td><td style="text-align: right;">3,595</td><td style="text-align: right;">88,680</td></tr><tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">46,119</td><td style="text-align: right;">△ 596</td><td style="text-align: right;">45,523</td></tr><tr><td>その他の経費 (本補正外)</td><td style="text-align: right;">11,674</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: right;">11,674</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">261,372</td><td style="text-align: right;">2,317</td><td style="text-align: right;">263,689</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	118,494	△ 682	117,812	職員手当等	85,085	3,595	88,680	共済費	46,119	△ 596	45,523	その他の経費 (本補正外)	11,674	—	11,674	計	261,372	2,317	263,689
区 分	補正前の額	補正額	計																					
給料	118,494	△ 682	117,812																					
職員手当等	85,085	3,595	88,680																					
共済費	46,119	△ 596	45,523																					
その他の経費 (本補正外)	11,674	—	11,674																					
計	261,372	2,317	263,689																					

(3) 国民健康保険事業特別会計

議案第 187 号 令和 6 年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第 1 号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P70	6 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	19,717,614	63,425	19,781,039
その他(本補正外)				124,067,195	—	124,067,195
歳入合計				143,784,809	63,425	143,848,234

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P72 、 P73	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,815,285	63,425	1,878,710
その他(本補正外)				141,969,524	—	141,969,524
歳出合計				143,784,809	63,425	143,848,234

(△印 減 、 単位:千円)

説 明
一般会計繰入金の追加

(△印 減 、 単位:千円)

説 明																								
一般職職員給与費等の追加																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">568,484</td><td style="text-align: right;">32,160</td><td style="text-align: right;">600,644</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td style="text-align: right;">406,012</td><td style="text-align: right;">26,434</td><td style="text-align: right;">432,446</td></tr><tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">212,929</td><td style="text-align: right;">4,831</td><td style="text-align: right;">217,760</td></tr><tr><td>その他の経費 (本補正外)</td><td style="text-align: right;">19,414</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: right;">19,414</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">1,206,839</td><td style="text-align: right;">63,425</td><td style="text-align: right;">1,270,264</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	568,484	32,160	600,644	職員手当等	406,012	26,434	432,446	共済費	212,929	4,831	217,760	その他の経費 (本補正外)	19,414	-	19,414	計	1,206,839	63,425	1,270,264
区 分	補正前の額	補正額	計																					
給料	568,484	32,160	600,644																					
職員手当等	406,012	26,434	432,446																					
共済費	212,929	4,831	217,760																					
その他の経費 (本補正外)	19,414	-	19,414																					
計	1,206,839	63,425	1,270,264																					

議案第 202 号

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要があるによる。

2 改正内容

児童扶養手当法施行令の一部改正により扶養義務者等の所得限度額を定めている第2条の4第7項が第6項へ、同条第8項が第7項へ繰り上げられたことに伴い、条例中の同施行令を準用している規定に項ずれが生じたため、規定の整備を行うもの。

【参考】

○児童扶養手当法施行令と条例への準用

条例条文		準用する施行令条文				内 容	
		改正前		改正後			
第4条第1項	第4号・6号	第2条の4	第2項	第2条の4	第2項	所得限度額 変更	児童扶養手当一部支給の受給資格者本人の所得限度額
	第5号・8号		第8項		第7項	項繰り上げ	配偶者・扶養義務者の所得限度額
	第7号		第7項		第6項	項繰り上げ	孤児の養育者の所得限度額

※ひとり親家庭等医療費助成制度にかかる所得制限については、児童扶養手当の一部支給となる所得限度額を準用している。

○児童扶養手当法施行令改正の概要

ひとり親世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図る観点から、支給の判定基準となる所得限度額の引き上げを行うため、所要の改正が行われたもの。

<児童扶養手当の一部支給となる所得限度額>

扶養親族等の 人数	受給資格者本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0人	192万円	208万円	236万円	(変更なし)
1人	230万円	246万円	274万円	
2人	268万円	284万円	312万円	
3人	306万円	322万円	350万円	
以降1人につき	38万円加算	(変更なし)	38万円加算	

3 施行期日

公布の日

4 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) ひとり親家庭の父又は母の配偶者の前 年の所得又はひとり親家庭の父又は母の民 法第877条第1項に定める扶養義務者で当 該ひとり親家庭の父又は母と生計を同じく するものの前年の所得が<u>施行令第2条の4 第8項</u>に規定する額以上であるときの当該 ひとり親家庭の父又は母及び当該ひとり親 家庭の児童</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 父母のない児童(前号に規定する児童 に限る。以下この号において同じ。)を養育 する者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第 7項</u>に規定する額以上であるときの当該父 母のない児童</p> <p>(8) 父母のない児童を養育する者の配偶者 の前年の所得又はその養育する者の民法第 877条第1項に定める扶養義務者でその養 育する者と生計を同じくするものの前年の 所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する 額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号 のいずれかに該当する者は、対象者としな い。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) ひとり親家庭の父又は母の配偶者の前 年の所得又はひとり親家庭の父又は母の民 法第877条第1項に定める扶養義務者で当 該ひとり親家庭の父又は母と生計を同じく するものの前年の所得が<u>施行令第2条の4 第7項</u>に規定する額以上であるときの当該 ひとり親家庭の父又は母及び当該ひとり親 家庭の児童</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 父母のない児童(前号に規定する児童 に限る。以下この号において同じ。)を養育 する者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第 6項</u>に規定する額以上であるときの当該父 母のない児童</p> <p>(8) 父母のない児童を養育する者の配偶者 の前年の所得又はその養育する者の民法第 877条第1項に定める扶養義務者でその養 育する者と生計を同じくするものの前年の 所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する 額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正前	改正後
<p>(法第九条から第十条までの政令で定める額等)</p> <p>第2条の4 1～5（略）</p> <p>6 法第九条第二項の規定により受給資格者が支払いを受けたものとみなす費用の額は、当該受給資格者が母である場合にあつては、その監護する児童が父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とし、当該受給資格者が父である場合にあつては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。</p>	<p>(法第九条から第十条までの政令で定める額等)</p> <p>第2条の4 1～5（略）</p> <p>6 法第九条の二に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 加算対象扶養親族等（法第九条の二に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）及び生計維持児童（同条に規定する児童をいう。同号において同じ。）がないとき 二百三十六万円</p> <p>二 加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 二百三十六万円に次に掲げる額を加算した額</p> <p>イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十四万円を乗じて得た額（イの規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から六万円を減じた額）</p>

7 法第九条の二に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童がないときは、二百三十六万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等又は児童の数	金額
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)

8 法第十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、二百三十六万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)

7 法第十条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 加算対象扶養親族等(法第十条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。)がないとき 二百三十六万円
- 二 加算対象扶養親族等があるとき 二百三十六万円に次に掲げる額を加算した額
 - イ 当該加算対象扶養親族等(老人扶養親族に該当するものを除く。)の数に三十八万円を乗じて得た額
 - ロ 当該加算対象扶養親族等(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に四十四万円を乗じて得た額(イの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から六万円を減じた額)

(削る)

議案第 221 号

福岡市立急患診療センター等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立急患診療センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立急患診療センター（早良区百道浜一丁目）
福岡市立東急患診療所（東区箱崎二丁目）
福岡市立博多急患診療所（博多区博多駅前二丁目）
福岡市立南急患診療所（南区塩原三丁目）
福岡市立城南急患診療所（城南区鳥飼五丁目）
福岡市立西急患診療所（西区内浜一丁目）

(2) 指定管理者に指定する者

一般社団法人 福岡市医師会

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

急患診療センター等における診療、使用料及び手数料の徴収、施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

民間医療機関の休診等により市民の診療機会が制限される平日夜間、休日、盆及び年末年始において、救急患者への適切な医療を提供するためには、専門的医療知識や技能を有した多岐にわたる診療科の医師をはじめ、多数の従事者を確保する必要がある。

一般社団法人福岡市医師会では、そのネットワークを活用して、各医療機関等による派遣協力体制が整備されており、昨今の医療従事者の確保が困難な状況の中で、この条件を満たす団体は他にいないため、指定管理者の候補者とするもの。

(3) 福岡市保健医療施設指定管理者選定・評価委員会 ※役職は令和 6 年 6 月時点

委員 5 名

- ・学識経験者：神坂 登世子
(国際医療福祉大学 九州地区生涯教育センター 副センター長)
- 楠原 浩一
(地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市立こども病院 院長)
- 森田 茂樹
(純真学園大学 副学長)
- ・公認会計士：中原 一徳
(公認会計士中原一徳事務所)
- ・地域代表者：齊藤 桂子
(福岡市衛生連合会会長)

(4) 選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 令和6年6月11日（非公募により選定することを決定）
- ・第2回選定・評価委員会 令和6年9月4日（候補者ヒアリング、委員による審査）

(5) 指定管理料（上限額）

- ・令和7年度：1,481,365千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目	配点	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	・急患診療所の設置目的を理解している。 ・利用者である市民への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B 診療所の効用を十分発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られていること	35点	・患者サービスの向上策を考えている。 ・市民ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C 診療所の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D その他	10点	・他の施設や地域市民との連携への取り組み姿勢がみられる。 ・福岡市若しくは福岡都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や福岡市関係団体への配慮がみられる。
合計	100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、一般社団法人福岡市医師会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	得点（選定委員5名の平均）
A	15点	12.8点
B	35点	26.8点
C	40点	31.0点
D	10点	9.0点
合計	100点	79.6点

議案第 222 号

福岡市立玄界診療所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立玄界診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立玄界診療所（西区大字玄界島）

(2) 指定管理者に指定する者

社会医療法人 原土井病院

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

診療所における診療、使用料及び手数料の徴収、施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

(2) 応募資格

法人その他の団体であること

(3) 応募者

1 団体

・社会医療法人 原土井病院

(4) 福岡市保健医療施設指定管理者選定・評価委員会 ※役職は令和 6 年 6 月時点

委員 5 名

・学識経験者：神坂 登世子

(国際医療福祉大学 九州地区生涯教育センター 副センター長)

楠原 浩一

(地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市立こども病院 院長)

森田 茂樹

(純真学園大学 副学長)

・公認会計士：中原 一徳

(公認会計士中原一徳事務所)

・地域代表者：齊藤 桂子

(福岡市衛生連合会会長)

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定・評価委員会 令和 6 年 6 月 11 日（募集要項及び選定基準決定）

・募集要項配付期間 令和 6 年 6 月 26 日から令和 6 年 8 月 2 日まで

・応募受付期間 令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 8 月 15 日まで

・第 2 回選定・評価委員会 令和 6 年 9 月 4 日（応募者ヒアリング、委員による審査）

- (6) 指定管理料（上限額）
令和7年度：73,188千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目	配点	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ診療所の設置目的を理解している。 ・利用者である住民への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B 診療所の効用を十分発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られていること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・患者サービスの向上策を考えている。 ・住民ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C 診療所の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D その他 (地場中小企業の活性化・地域連携等)	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域住民との連携への取り組み姿勢がみられる。 ・福岡市に主たる事務所を有している団体である。 ・地場中小企業や福岡市関係団体への配慮がみられる。
合計	100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会医療法人原土井病院を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	得点（選定委員5名の平均）
A	15点	12.4点
B	35点	25.6点
C	35点	25.8点
D	15点	12.8点
合計	100点	76.6点

議案第 223 号

福岡市立能古診療所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立能古診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立能古診療所（西区能古）

(2) 指定管理者に指定する者

社会医療法人 原土井病院

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

診療所における診療、使用料及び手数料の徴収、施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

(2) 応募資格

法人その他の団体であること

(3) 応募者

1 団体

・社会医療法人 原土井病院

(4) 福岡市保健医療施設指定管理者選定・評価委員会 ※役職は令和 6 年 6 月時点

委員 5 名

・学識経験者：神坂 登世子

(国際医療福祉大学 九州地区生涯教育センター 副センター長)

楠原 浩一

(地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市立こども病院 院長)

森田 茂樹

(純真学園大学 副学長)

・公認会計士：中原 一徳

(公認会計士中原一徳事務所)

・地域代表者：齊藤 桂子

(福岡市衛生連合会会長)

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定・評価委員会 令和 6 年 6 月 11 日（募集要項及び選定基準決定）

・募集要項配付期間 令和 6 年 6 月 26 日から令和 6 年 8 月 2 日まで

・応募受付期間 令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 8 月 15 日まで

・第 2 回選定・評価委員会 令和 6 年 9 月 4 日（応募者ヒアリング、委員による審査）

- (6) 指定管理料（上限額）
令和7年度：70,748千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目	配点	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ診療所の設置目的を理解している。 ・利用者である住民への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B 診療所の効用を十分発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られていること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・患者サービスの向上策を考えている。 ・住民ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C 診療所の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D その他 (地場中小企業の活性化・地域連携等)	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域住民との連携への取り組み姿勢がみられる。 ・福岡市に主たる事務所を有している団体である。 ・地場中小企業や福岡市関係団体への配慮がみられる。
合計	100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会医療法人原土井病院を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	得点（選定委員5名の平均）
A	15点	12.4点
B	35点	26.2点
C	35点	26.6点
D	15点	12.8点
合計	100点	78.0点

議案第 225 号

福岡市葬祭場に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市葬祭場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市葬祭場（福岡市南区桧原六丁目）

(2) 指定管理者に指定する者

公益財団法人 ふくおか環境財団

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

火葬に係る一切の業務、火葬場内施設の維持及び管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

福岡市葬祭場については、公益財団法人ふくおか環境財団が金融機関から資金調達を行い、葬祭場を建設した後、市に譲渡した経緯があること、本市唯一の大規模火葬施設であり、継続的かつ安定的な運営が求められること、これまでの管理運営全般に関して指定管理評価委員会の評価が良好なこと等を総合的に判断し、非公募とするもの。

(3) 福岡市葬祭場に係る指定管理者選定委員会

委員 5 名

- ・ 税理士 : 赤木 保之（アスモア税理士法人）
- ・ 学識者 : 田村 和彦（福岡大学人文学部東アジア地域言語学科 教授）
- ・ 地元代表 : 木山 博薫（桧原葬祭場対策委員会 委員長）
- ・ 利用者 : 石田 由香（葬祭事業者）
- ・ 利用者 : 岩永 美紀（葬祭事業者）

(4) 選定経過

- ・ 第 1 回選定委員会 令和 6 年 7 月 30 日
（募集要項、業務仕様書及び審査基準の確認）
- ・ 第 2 回選定委員会 令和 6 年 10 月 4 日
（申請者ヒアリング、選定委員による審査）

(5) 指定管理料（上限額）

令和7年度：653,341千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目	配点	審査の主な観点
A 事業計画および収支計画	61点	<ul style="list-style-type: none">・事業運営に支障のない財務状況であるか。・葬祭場の目的やコンセプトを十分に理解しているか。・市民の平等な利用および個人情報の保護について十分な認識を持っているか。・研修等職員の資質向上を図ることに留意しているか。・良好なサービスを提供することができる職員配置となっているか。・緊急時や非常災害時の対策がされているか。・葬祭場周辺住民との関係を良好に保つための対応が取られているか。
B 管理運営経費	12点	<ul style="list-style-type: none">・経費削減に向けた取り組みは適切な内容となっているか。・業務を再委託する場合の基準や範囲は明確になっているか。
C 施設・設備管理	12点	<ul style="list-style-type: none">・施設の管理方針は、施設の能力を最大限に発揮できる内容であるか。・施設のメンテナンス計画は、利用者の利便性に十分配慮したものであるか。
D 付加評価項目	15点	<ul style="list-style-type: none">・社会や地域への貢献
合計	100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、公益財団法人ふくおか環境財団を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	得点（選定委員5名の平均）
A	61点	58.4点
B	12点	9.8点
C	12点	12.0点
D	15点	14.0点
合計	100点	94.2点

議案第 241 号

地方独立行政法人福岡市立病院機構第 5 期中期目標案

1 趣旨

地方独立行政法人法第 25 条の規定により、地方独立行政法人福岡市立病院機構に指示する第 5 期中期目標を定めるもの。

2 第 5 期中期目標の策定手続

市長が予め評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て策定

〔 令和 6 年 11 月 6 日、市の附属機関である地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会から、第 5 期中期目標（案）に対し、適当である旨の意見書が交付された。 〕

3 第 5 期中期目標の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 第 4 期中期目標からの主な変更内容

(1) 前文

○以下の内容を記載

- ①（第 2 段落）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、福岡市における対策の中核的な役割を果たすとともに、通常診療の維持についても可能な限り取り組むなど、適切な対応を行ったこと
- ②（第 3 段落）福岡県保健医療計画や福岡県地域医療構想、また、国によって示された公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・新興感染症等の発生に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこと

(2) 第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 「1 医療サービス」の「(3) 災害・感染症等への適切な対応」について、災害や新興感染症等の発生に備え、平時から必要となる取組を進めることを記載
 - 「2 患者サービス」について、以下を変更
 - ①現行（第 4 期）中期目標の「(1) 患者サービスの向上」について、利用者のニーズを的確に捉えながら取り組むことや、院内環境の充実に取り組むことを記載
 - ②現行（第 4 期）中期目標の「(2) 情報発信」について、取組の位置付けを見直し、「3 医療の質の向上」に記載箇所を変更
- (※②の変更に伴い、(1) (2) の区分を削除)
- 「3 医療の質の向上」について、以下を変更
 - ①「(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修」について、取組の目的に医療水準の維持を記載
 - ②「(2) 信頼される医療の実践」について、クリニカルパスの活用の推進を記載

- ③ 「(3) 情報発信」について、「2 患者サービス」から記載箇所を移すとともに、「多様な広報媒体」の活用や「各種イベントの開催等」を通じて積極的に取り組むことを記載

(3) 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 「1 効率的かつ適正な運営」について、現行（第4期）中期目標の「1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実」及び「2 事務部門の機能強化」を統合し、項目の名称を変更するとともに、内容について以下のとおり記載
 - ① 「(1) 運営管理体制の充実」について、地方独立行政法人制度の特長を活かした機動的な業務改善の推進に加え、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保するため、法人全体で経営強化に取り組み運営管理体制の充実を図る
 - ② 「(2) 先端技術の活用推進等による業務改善」として、デジタル技術やICT（情報通信技術）など先端技術の活用を始めとした幅広い手法による業務改善に加え、セキュリティ対策の徹底を図る
- 「2 職場環境の向上に向けた取組」に項目の名称を変更し、ハラスメントの防止に向けた取組など、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備の推進等について記載
- 「3 法令遵守と公平性・透明性の確保」について、第2段落の個人情報の保護及び情報公開に関する記載を、前段の関係法令の遵守に含むものとして削除

(4) 第3 財務内容の改善に関する事項

- 「1 持続可能な経営基盤の確立」について、以下を変更
 - ① 「(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化」について、現行（第4期）中期目標の「(2) 投資財源の確保」の内容を統合
 - ② 「(2) 施設・設備の適正管理」について、施設・設備の維持補修や整備、更新を適正に行うことを記載
- 「2 収支改善」について、「(2) 費用節減」と項目の名称を変更するとともに、第2段落の計画的な維持修理による施設の長寿命化等について、上記1「(2) 施設・設備の適正管理」に統合することにより削除

(5) 第4 その他業務運営に関する重要事項

- 「福岡市民病院のあり方検討への対応」について、福岡市の検討結果を踏まえ、着実に取組を進めること等を記載

参考：地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4）財務内容の改善に関する事項

（5）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【参考】現行（第4期）中期目標と第5期中期目標（案）との比較対照表

※下線部分が変更部分

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）
<p>【目次】 前文 中期目標の期間</p>	<p>【目次】 前文 中期目標の期間</p>
<p>第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 良質な医療の実践</p> <p>(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進</p> <p>(3) 災害・感染症等への適切な対応</p> <p>2 患者サービス</p> <p><u>(1) 患者サービスの向上</u></p> <p><u>(2) 情報発信</u></p> <p>3 医療の質の向上</p> <p>(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修</p> <p>(2) 信頼される医療の実践</p>	<p>第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 良質な医療の実践</p> <p>(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進</p> <p>(3) 災害・感染症等への適切な対応</p> <p>2 患者サービス</p> <p>3 医療の質の向上</p> <p>(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修</p> <p>(2) 信頼される医療の実践</p> <p><u>(3) 情報発信</u></p>
<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p><u>1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実</u></p> <p><u>2 事務部門の機能強化</u></p> <p><u>3 働きがいのある職場環境づくり</u></p> <p><u>4 法令遵守と公平性・透明性の確保</u></p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p><u>1 効率的かつ適正な運営</u></p> <p><u>(1) 運営管理体制の充実</u></p> <p><u>(2) 先端技術の活用推進等による業務改善</u></p> <p><u>2 職場環境の向上に向けた取組</u></p> <p><u>3 法令遵守と公平性・透明性の確保</u></p>
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化</p> <p>(2) <u>投資財源の確保</u></p> <p>2 収支改善</p> <p>(1) 収益確保</p> <p>(2) 費用削減</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化</p> <p>(2) <u>施設・設備の適正管理</u></p> <p>2 収支改善</p> <p>(1) 収益確保</p> <p>(2) 費用削減</p>
<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p><u>1 福岡市立こども病院における医療機能の充実</u></p> <p><u>2 福岡市民病院における経営改善の推進</u></p>	<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p><u>福岡市民病院のあり方検討への対応</u></p>

【前文】

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。

平成29年度から令和2年度までの第3期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、BCP（事業継続計画）を踏まえながら、疑似症患者の受入体制をいち早く整え、保健所や他の医療機関との連携の下、入院患者を積極的に受け入れるなど、適切な対応を行った。

第4期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県において策定された地域医療構想や、今後、国によって示される公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・感染症等の危機管理に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。

福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の充実を図るとともに、引き続き病床の適切な運用や更なる確保を目指した取組を進めることとする。

【前文】

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。

令和3年度から令和6年度までの第4期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、両病院ともに「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定を受け、福岡市における対策の中核的な役割を果たすとともに、通常診療の維持についても可能な限り取り組むなど、適切な対応を行った。

第5期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県保健医療計画や福岡県地域医療構想、また、国によって示された公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・新興感染症等の発生に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。

福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の充実を図る。

<p>福岡市民病院については、平成 20 年 6 月の福岡市病院事業運営審議会答申及び同年 9 月議会の「新病院の整備に関する決議」を踏まえ、同病院の現状や公立病院を取り巻く医療環境の変化等を勘案し、福岡市において、引き続きそのあり方について検討していく。</p>	<p>福岡市民病院については、将来的なあり方に関する検討結果を踏まえ、着実に取組を進めるとともに、引き続き医療提供体制の充実に努める。</p>
--	---

<p>【中期目標の期間】 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p>	<p>【中期目標の期間】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
--	---

<p>第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 良質な医療の実践 市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。 また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。</p> <p>ア 福岡市立こども病院 これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。</p> <p>イ 福岡市民病院 高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進 地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に取り組む上</p>	<p>第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 良質な医療の実践 市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。 また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。</p> <p>ア 福岡市立こども病院 これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。</p> <p>イ 福岡市民病院 高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進 地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に当たり</p>
---	---

<p><u>割や医療内容等を積極的に情報発信するなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。</u></p> <p>3 医療の質の向上</p> <p>(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修 <u>医療水準を向上させるため</u>、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。 また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。</p> <p>(2) 信頼される医療の実践 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。 また、<u>患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>3 医療の質の向上</p> <p>(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修 <u>医療水準の維持・向上を図るため</u>、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。 また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。</p> <p>(2) 信頼される医療の実践 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。 また、<u>クリニカルパスの活用の推進や、</u> _____ <u>インフォームド・コンセントの徹底などにより、患者中心の医療を実践すること。</u></p> <p>(3) 情報発信 <u>Web や広報誌などの多様な広報媒体を活用した情報発信や、各種イベントの開催等を通じて病院が担う医療内容等の情報発信を積極的に行うなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。</u></p>
--	---

<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 <u>自律性・機動性の高い運営管理体制の充実</u></p> <p>_____</p> <p><u>地方独立行政法人制度の特長を活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善ができるよう、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、自律性を</u></p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 <u>効率的かつ適正な運営</u></p> <p>_____</p> <p>(1) <u>運営管理体制の充実</u> <u>地方独立行政法人制度の特長を活かし、病院長がリーダーシップを発揮して機動的に業務改善を推進し、また、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保する</u></p>
---	--

発揮できる運営管理体制の充実を図ること。

2 事務部門の機能強化

各病院の経営支援を的確に行うことができる人材や、医療を巡る環境変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、その専門的知識やスキルを習得するための研修を計画的に実施するとともに、市立病院としてのノウハウを確実に蓄積し、事務部門の更なる機能強化に努めること。

3 働きがいのある職場環境づくり

国の働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生
の充実に向けた取組を行い、職員が

働きやすい職場環境の整備に努めること。

また、職員の業績や能力を公正かつ客観的に評価できるように人事評価制度の改善を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。

4 法令遵守と公平性・透明性の確保

医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。

また、個人情報の保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）及び福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）に基づき、適切に対応すること。

ため、事務部門を始め法人全体で経営強化に取り組むなど、運営管理体制の充実を図ること。

(2) 先端技術の活用推進等による業務改善

デジタル技術や I C T（情報通信技術）など先端技術の活用を始めとした幅広い手法により、業務改善を図ること。なお、これらの先端技術の活用にあたっては、セキュリティ対策の徹底を図ること。

(削る)

2 職場環境の向上に向けた取組

働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生
の充実に向けた取組に加え、ハラスメントの防止に向けた取組など、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備に努めること。

また、職員の業績や能力の公正かつ客観的な評価に向けた人事評価制度の充実を通して、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。

<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化 市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進めるなど、<u>経営改善に取り組み、</u>持続可能な経営基盤を確立すること。 また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、公立病院としての役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。</p> <p>(2) <u>投資財源の確保</u> <u>施設整備や高額医療機器の更新など、今後の投資計画を踏まえながら、自己財源の確保に努めること。</u> _____ _____</p> <p>2 収支改善</p> <p>(1) 収益確保 診療体制の充実や効率的な病床利用及び高度医療機器の稼働率向上に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応し、安定的かつ確実な収益の確保に努めること。</p> <p>(2) 費用削減 地方独立行政法人の会計制度に基づいた効果的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、<u>効果的な費用の削減に努めること。</u> また、<u>計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進すること。</u></p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化 市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進め、<u>また、投資財源の確保に努めるなど、</u>持続可能な経営基盤を確立すること。 また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、公立病院としての役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。</p> <p>(2) <u>施設・設備の適正管理</u> <u>施設・設備については、計画的な維持補修による長寿命化と適正な保守管理に努めること。</u> また、<u>施設・設備の整備や更新については、長期的視点により計画的に行い投資の平準化を図ること。</u></p> <p>2 収支改善</p> <p>(1) 収益確保 診療体制の充実や効率的な病床利用及び高度医療機器の稼働率向上に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応し、安定的かつ確実な収益の確保に努めること。</p> <p>(2) 費用節減 地方独立行政法人の会計制度に基づいた効果的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、<u>費用の節減</u> _____ に努めること。 _____ _____ _____</p>
--	--

